

**ものづくり産業への支援制度が変わります**

亀岡市は、地域経済の活性化と雇用機会の創出を目的として、市内でものづくり産業（製造業）を営む事業者に対して支援をしています。

このたび、さらなる市内の商工業の振興を行うため、亀岡市企業立地促進条例、亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成制度、亀岡市ものづくり産業雇用支援助成制度の見直しを行いました。

詳しくは、市役所3階商工観光課の窓口にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

**問** 市役所3階商工観光課  
TEL25-5033

（商工観光課）

**老人医療費助成制度の申請を**

医療機関などにかかれた場合の医療費の一部を助成（所得状況に応じて窓口負担2割または3割を判定）します。条件を満たす人は、申請してください。

**対象** 市内在住の満65歳から69歳までの人で、次のいずれかの条件に当てはまる人

- ①平成28年分所得税非課税世帯の人
- ②一人暮らしの人（所得制限あり）
- ③満60歳以上の人だけで構成している老人世帯の人（所得制限あり）

※すでに福祉医療費受給者証をお持ちの人や、後期高齢者医療制度に加入されている人は除きます。  
※平成27年8月1日以降新たに65歳になられた人は、①に当てはまる場合のみ対象となります。

**持ち物** 健康保険証、印鑑（ゴム印不可）

※転入された人については、平成29年度（平成28年分）の所得証明が必要となる場合があります。

**申請先 問** 市役所1階保険医療課高齢者医療係（6番窓口）  
TEL25-5026、FAX25-5021

（保険医療課）

**平成30年度自動車税に係る身体障害者等減免申請受け付け**

京都府では自動車税に係る身体障害者等の減免申請を次のとおり受け付けています。

**期間** 4月2日（月）～5月31日（木）

午前9時～午後5時

**対象** 心身に障害のある人が使用する自動車やその人のために使用される自動車で、4月1日

現在で一定の要件に該当する人  
※すでに減免を受けている人で継続のはがきを提出し、変更のない場合は申請する必要はありません。

なお、年度途中で身体障害者手帳などの交付を受けた人についても、随時申請受け付け（月割減免）を行っています。

**申請先 問** 京都府南丹広域振興局税務室（荒塚町）京都府亀岡総合庁舎  
TEL22-0330、FAX22-0415

（障害福祉課）

**子育てワンストップサービスによる電子申請受け付けが始まりました**

子育てに関する手続き（利用できる手続きの詳細については下表のとおり）について、平成30年3月から、マイナンバーカードを使用し、自宅のパソコンなどから、電子（オンライン）申請を行うことができるようになりました。

利用の際は、パソコンから政府が運営する「マイナポータル」にログイン後、「びったりサービス」から亀岡市の希望手続きを検索して、「京都府・市町村共同電子申請システム」にアクセスしてください。

【マイナポータルURL】→ <https://myna.go.jp>

※初回利用時は、「はじめて利用される方はこちら」を確認いただき、マイナポータルAPのインストールなどを行ってください。

【注意】

子育てワンストップサービスによる電子申請を利用するには、次の準備が必要です。

《必要なもの》

○マイナンバーカード（有効な公的個人認証証明書が格納されPINコードを設定済みであること）

※公的個人認証サービスの利用については、ポータルサイトを確認してください。

【公的個人認証サービスポータルサイトURL】→ <https://www.jpki.go.jp/>

○インターネットに接続しているパソコン

※利用するには、署名ツールおよび利用者クライアントソフトのダウンロードなど、各種動作環境の設定が必要となります。詳しい設定方法については、京都府・市町村共同電子申請システムトップページにアクセスし、「動作環境について」を確認してください。

【京都府・市町村共同電子申請システムURL】

→ <http://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto/navi/govTop.do?govCode=26000>

○ICカードリーダーライター（マイナンバーカードに対応しているもの）

※スマートフォンでの申請はできませんので注意してください。

**◆子育てワンストップサービスによる電子申請が可能な手続き**

対象手続き		担当課 (電話)
児童手当に関すること	児童手当の受給資格および児童手当の額についての認定の請求	こども未来課 TEL 25-5027
	児童手当の額の改定の請求および届出	
	氏名変更/住所変更等の届出	
	受給事由消滅の届出	
	未支払の児童手当の請求	
	児童手当に係る寄附(変更等)の申出	
保育に関すること	支給認定の申請および保育施設等の利用申し込み	保育課 TEL 25-5028
	保育所等の現況届	

※対象手続きについては、今後追加される可能性があります。

※各種電子申請においては、別途原本書類の提出などが必要となる場合があります。

※電子申請の手続き方法および必要書類などの詳細については、「マイナポータル」内の「びったりサービス」で確認いただくか、担当課へお問い合わせください。

●マイナンバーカードをまだお持ちでない人は、この機会にぜひ取得してください。●

（こども未来課・保育課）